

# 給与勧告の仕組みと本年のポイント

平成26年10月  
新潟市人事委員会

## 【給与勧告制度とは】

公務員は、民間企業の従業員と異なり、憲法で保障された労働基本権が制約されています。このような労働基本権の制約に対する代償措置として、地方公務員法により人事委員会の給与勧告制度が設けられています。

給与勧告は、市職員の給与が社会一般の情勢に適応した適切なものとなるよう、市職員の給与水準と市内民間事業所の従業員の給与水準を均衡させることを基本としています。

この給与水準を精確に比較するため、人事委員会は、毎年、市内民間企業の従業員の給与等について詳細な調査を行い、その結果を基に、給与等に関する報告及び勧告を行っています。

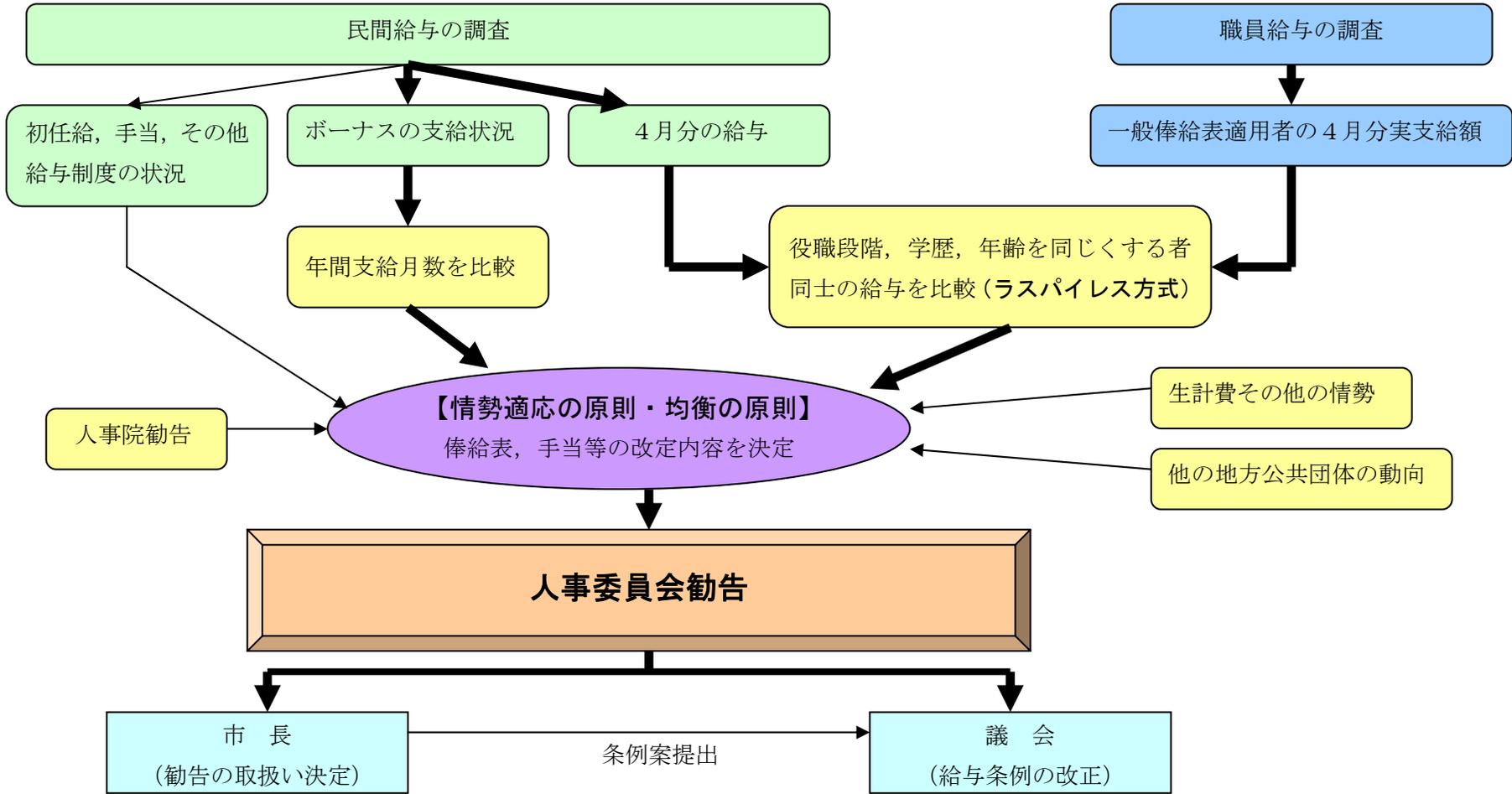
## 目 次

① 給与勧告の流れ	2
② 給与勧告の対象職員	3
③ 民間給与の調査の流れ	4
④ 調査事業所の状況	5
⑤ 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)	6
⑥ 民間給与との比較の結果	7
⑦ 本年の給与改定	8
⑧ 過去の給与勧告の実施状況	9
⑨ 新潟市職員の平均給与の推移	10
⑩ 給与制度の総合的見直し	11

# ① 給与勧告の流れ

新潟市人事委員会では、市職員と民間の4月分の給与を調査した上で、精密に比較し、得られた較差を埋めることを基本に勧告を行っています。

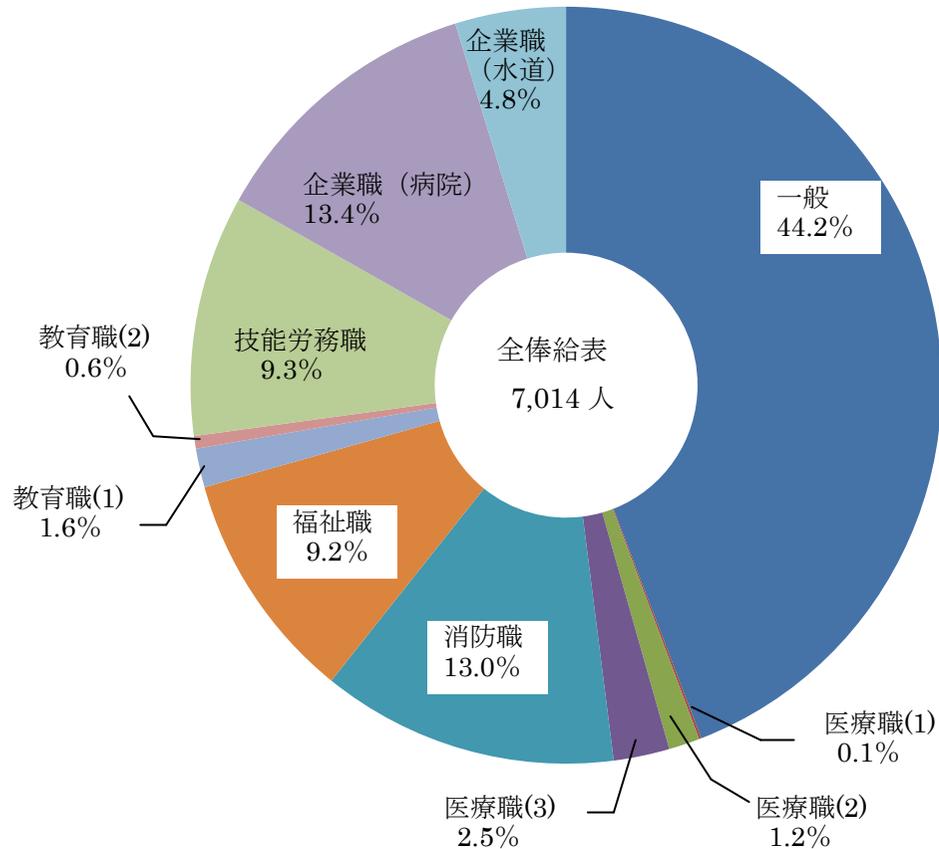
また、特別給についても、民間の特別給(ボーナス)の過去1年間の支給実績を把握し、民間の年間支給割合に市職員の特別給(期末・勤勉手当)の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。



## ② 給与勧告の対象職員

新潟市に勤務する一般職の職員のうち、人事委員会の給与勧告の対象となるのは、技能労務職員並びに市民病院及び水道局の企業職員を除いた 5,084 人(平成 26 年4月1日現在)です。

(注)構成比は、それぞれ四捨五入しているため合計が 100%にならない場合がある。

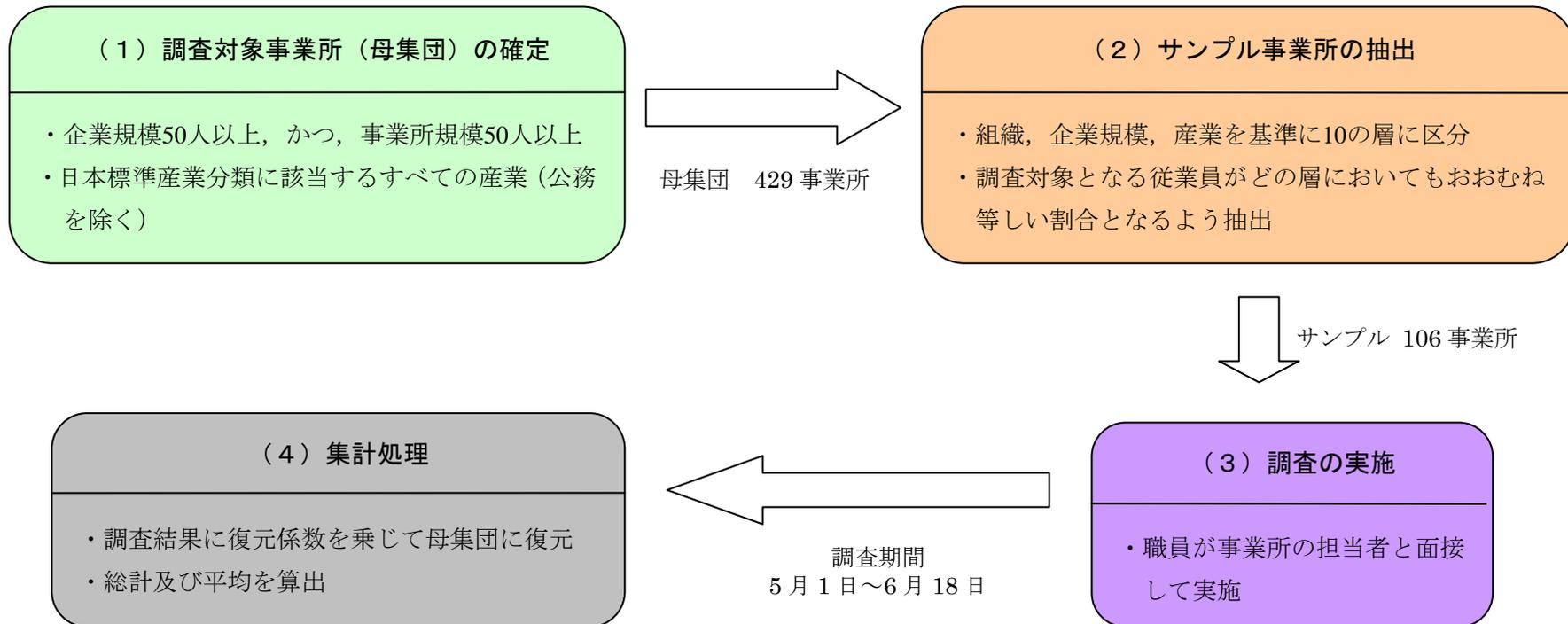


	適用俸給表	職員数
勧告対象職員	一般	3,097 人
	医療職(1)	7
	医療職(2)	87
	医療職(3)	175
	消防職	913
	福祉職	648
	教育職(1)	115
	教育職(2)	42
	小計	5,084
勧告対象外職員	技能労務職	650
	企業職(病院)	943
	企業職(水道)	337
	全俸給表	7,014

### ③ 民間給与の調査の流れ

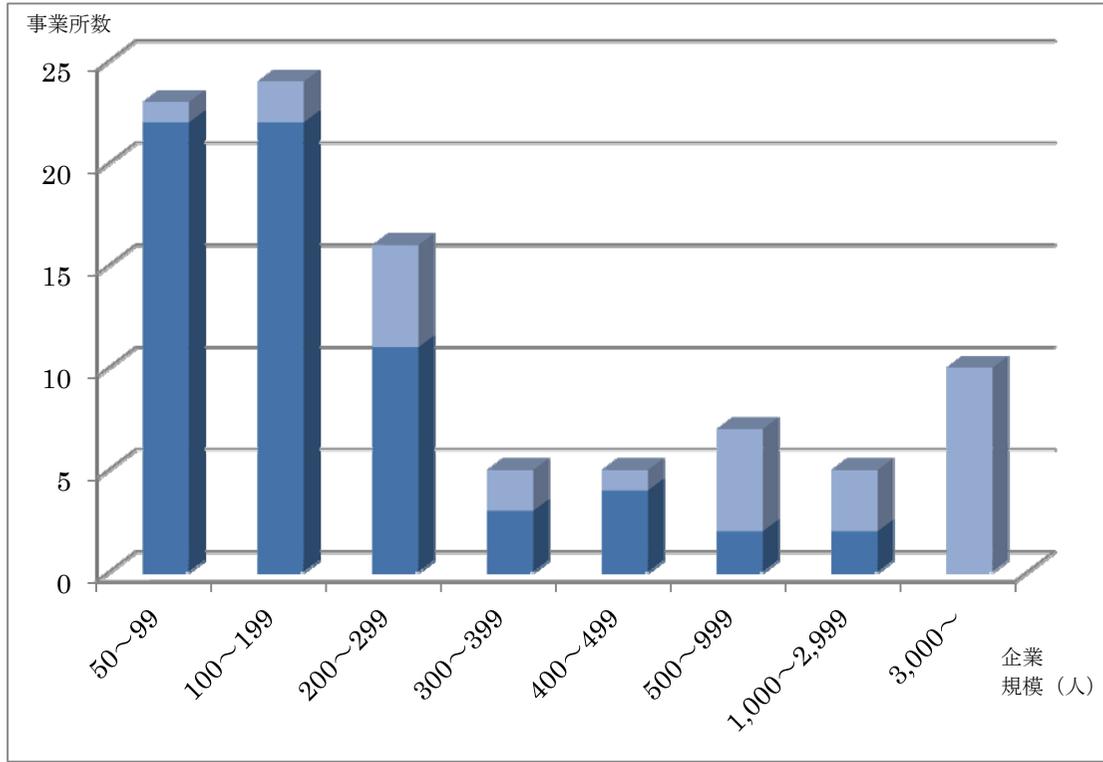
新潟市人事委員会では、市内の民間事業所に勤務する従業員の給与水準を調査するため、多くの事業所の協力のもとに、毎年「職種別民間給与実態調査」を人事院及び新潟県人事委員会等と共同で実施しています。

調査における標本(サンプル)事業所は、大企業や特定の産業に偏ることのないよう、企業規模等によって層化され、各層から無作為に抽出されます。

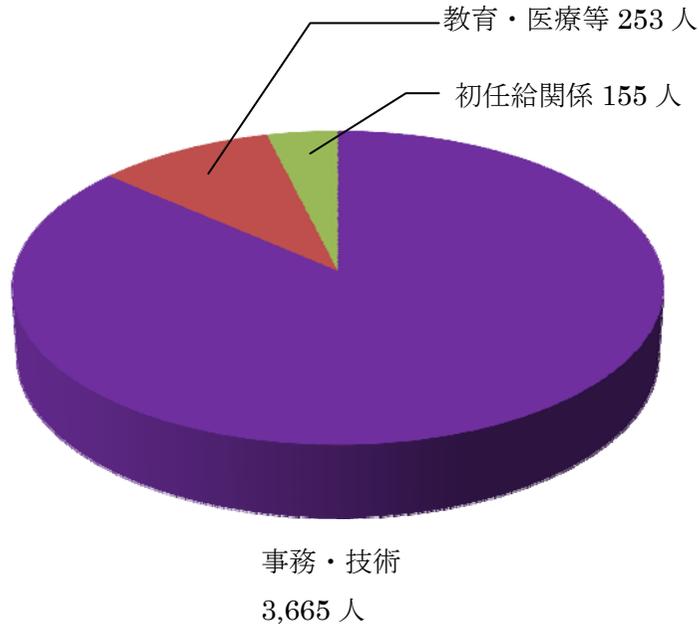


## ④ 調査事業所の状況

調査事業所における企業規模及び本・支店別構成



調査実人員

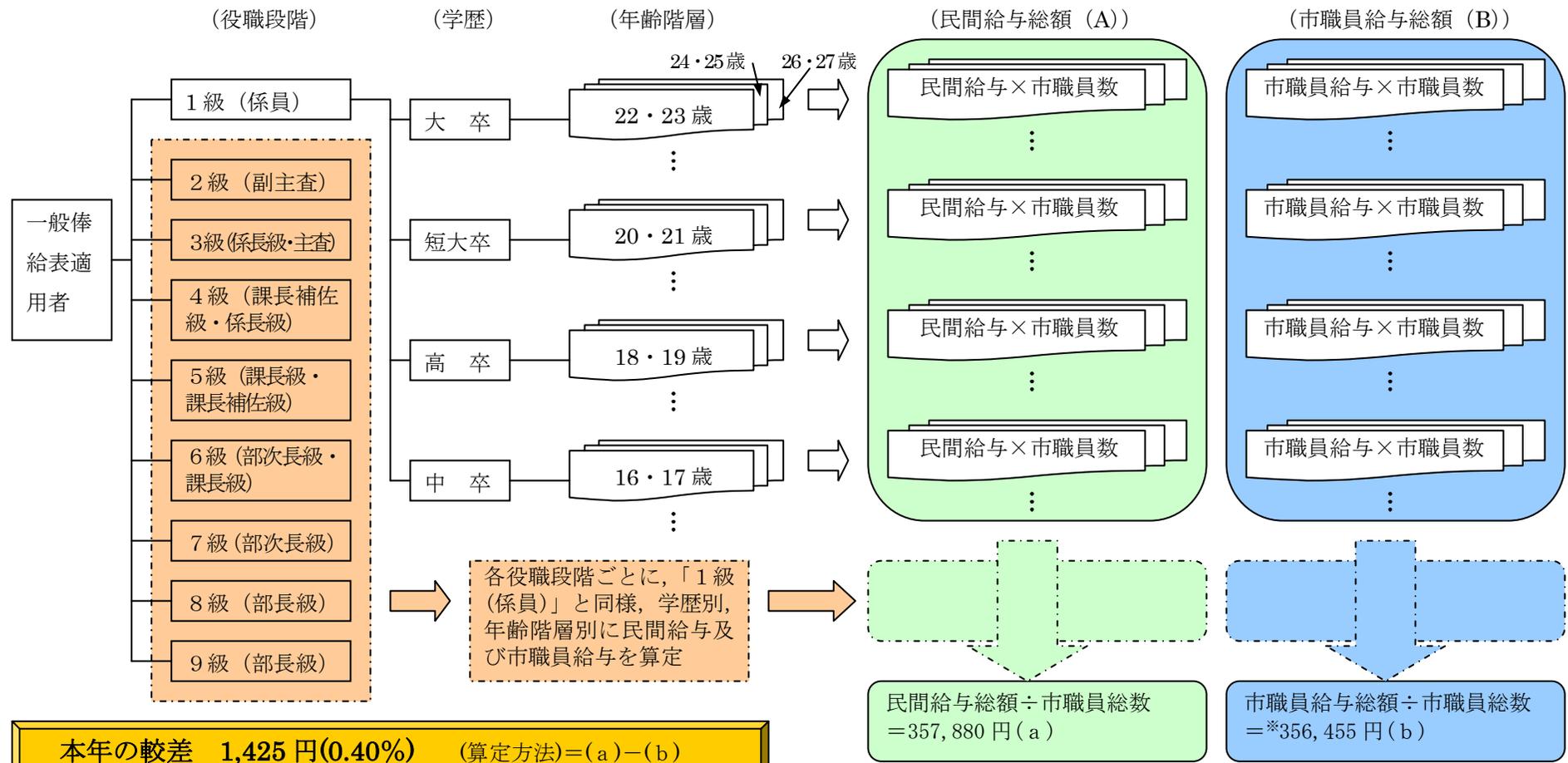


- : 本店 (支店, 工場等を有する事業所で, 本店, 本社と呼ばれている事業所又は他に支店, 工場等がなく企業が単一の事業所からなっている事業所)
- : 支店 (上記以外の事業所)

## ⑤ 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)

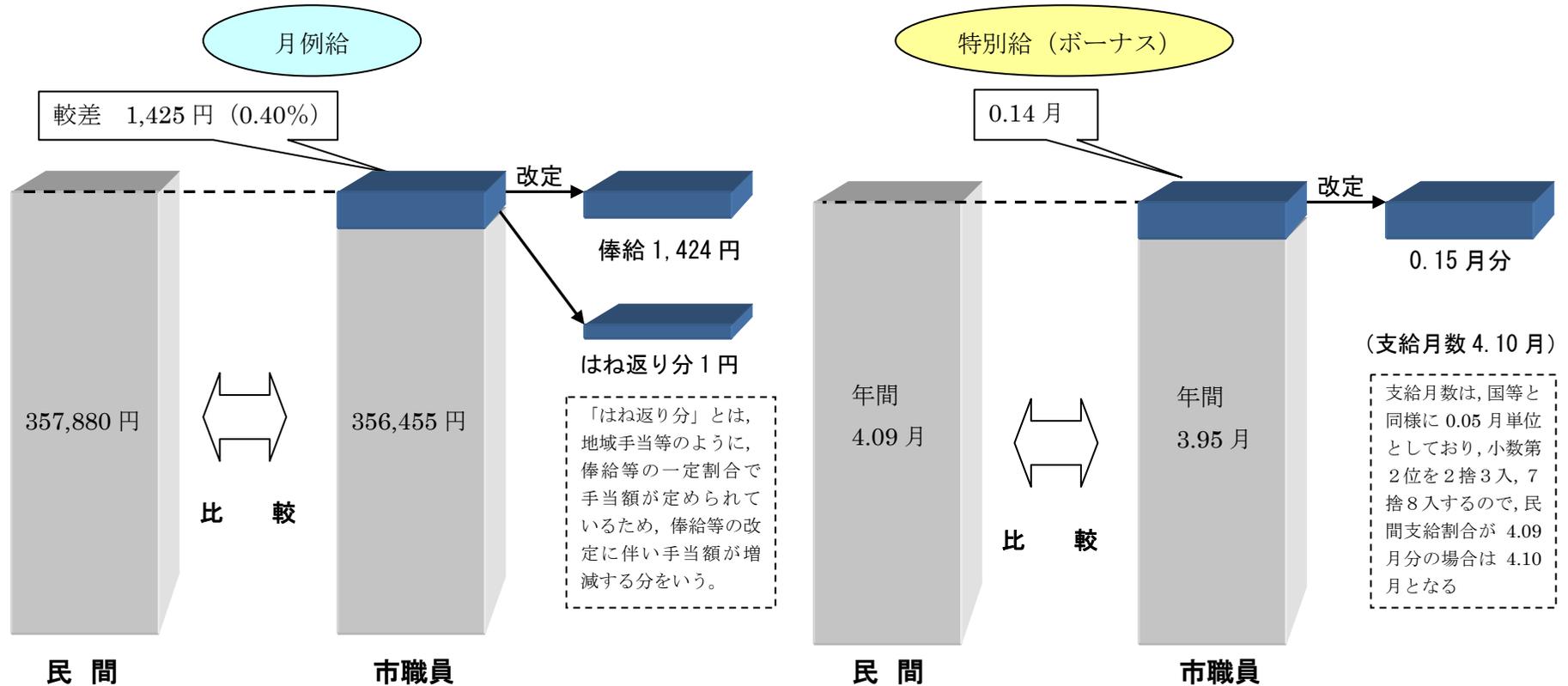
月例給の民間給与との比較(ラスパイレス比較)においては、個々の市職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(A)が、現に支払っている支給総額(B)に比べてどの程度の差があるかを算出しています。

具体的には、以下のとおり、役職段階、学歴、年齢階層別の市職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれに市職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。



## ⑥ 民間給与との比較の結果

民間給与との比較では、市職員の給与が月例給で1,425円(0.40%)、特別給で0.14月分下回っていました。月例給は民間給与との較差を解消するため、特別給は民間の支給割合との均衡を図るため、引上げ改定を行うこととしました。



## ⑦ 本年の給与改定

### 1 月例給

- 職員の給与が民間の給与を1,425円(0.40%)下回っていることから、この較差を解消するため、一般俸給表を引上げ改定
  - ・ 初任給を2,200円引上げ、若年層に重点を置いた改定
  - ・ 40歳台が多く在籍する4級の平均改定率を0.4%とし、高齢層が多く在籍する5級以上については、改定率を逡減
  - ・ 再任用職員の俸給月額についても、再任用職員以外の職員の俸給月額の改定に準じて改定
- 一般俸給表以外の俸給表についても、一般俸給表との均衡を基本に引上げ改定

### 2 特別給

- 職員の特別給の年間の平均支給月数が、民間の特別給の支給割合を下回っていることから、支給月数を0.15月分引上げ

### 3 諸手当

- 初任給調整手当 医療職俸給表(1)を引上げ改定することを考慮し、手当額を引上げ
- 通勤手当 本市を含め全国的に公務が民間を下回っていることを考慮し、人事院の勧告に準じて引上げ

### 4 実施日

- 平成26年4月1日 ※ただし、特別給については平成26年12月1日から実施

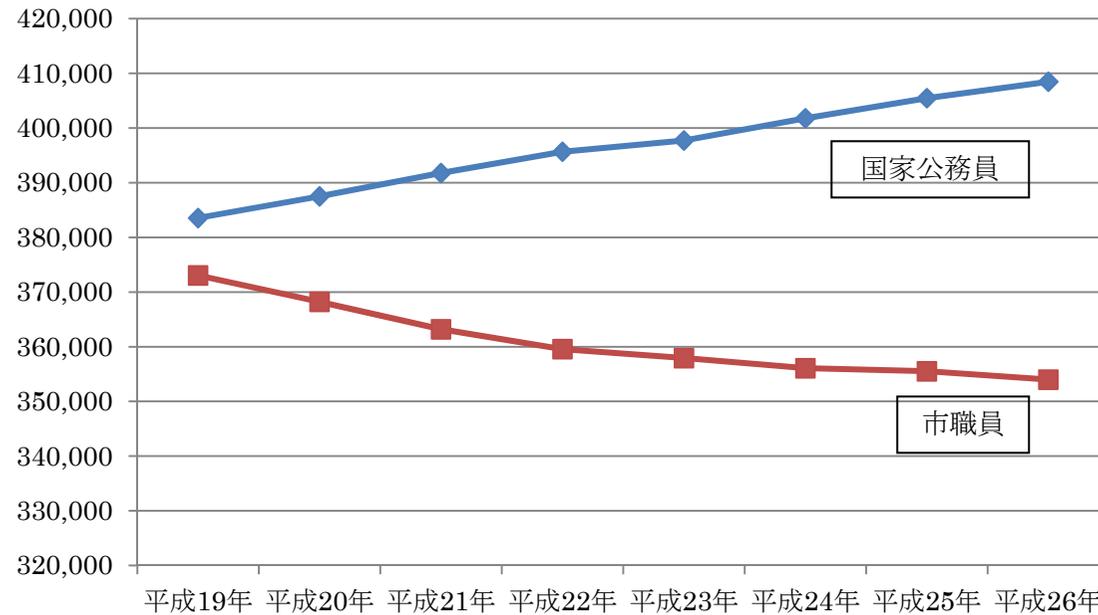
## ⑧ 過去の給与勧告の実施状況

新潟市職員の給与は、民間賃金が厳しい状況であったことを反映して、月例給及び特別給の減額による年間給与の減少又は据置きが続いていましたが、本年は月例給が7年ぶり、特別給が9年ぶりの引上げ改定となりました。

区分 年	月例給		特別給（ボーナス）		一般俸給表適用職員の平均年間給与	
	公民較差	較差率	年間支給月数	対前年比増減	増減額	率
平成 19 年	542 円	0.15%	4.45 月	—	0.8 万円	0.13%
平成 20 年	62 円	—	4.45 月	—	—	—
平成 21 年	△ 570 円	△ 0.16%	4.15 月	△ 0.30 月	△ 12.4 万円	△ 2.0%
平成 22 年	△ 528 円	△ 0.15%	3.95 月	△ 0.20 月	△ 8.4 万円	△ 1.4%
平成 23 年	△ 30 円	—	3.95 月	—	—	—
平成 24 年	82 円	—	3.95 月	—	—	—
平成 25 年	△ 476 円	△ 0.13%	3.95 月	—	△ 0.8 万円	△ 0.14%
平成 26 年	1,425 円	0.40%	4.10 月	0.15 月	7.8 万円	1.37%

## ⑨ 新潟市職員の平均給与の推移

平均給与（円）



項目	市職員		(参考)国家公務員	
	平均給与 円	平均年齢 歳	平均給与 円	平均年齢 歳
平成19年(a)	373,041	43.5	383,541	40.7
平成20年	368,219	43.5	387,506	41.1
平成21年	363,202	43.5	391,770	41.5
平成22年	359,575	43.4	395,666	41.9
平成23年	357,937	43.3	397,723	42.3
平成24年	356,080	43.0	401,789	42.8
平成25年	355,523	42.9	405,463	43.1
平成26年(b)	353,991	42.9	408,472	43.5
(b) - (a)	△19,050	△0.6	24,931	2.8

- (注) 1 新潟市職員は一般職俸給表適用者、国家公務員は行政職俸給表（一）適用者である。  
 2 国家公務員における平成24年及び平成25年の平均給与は、給与改定・臨時特例法に基づく給与減額支給措置による減額前の額である。

## ⑩ 給与制度の総合的見直し

本年の人事院勧告において「給与制度の総合的見直し」が勧告されました。これは、国家公務員の給与について、地域間、世代間、職務や勤務実績に応じた給与配分への見直しを行う改正で、平成 27 年度から段階的に実施されます。

新潟市人事委員会では、国の制度改正により、新潟市が新たに地域手当の支給対象地域となったこと、世代間の給与配分の見直しの必要があること等から、国の制度との均衡を図りながら、本市職員の実情を踏まえた給与制度の総合的見直しを実施することとしました。

### (1) 地域手当の見直し

新潟市に勤務する職員について、新たに地域手当を支給する。支給割合については、既支給地の見直し及びそれに伴う経過措置、医療職俸給表（1）の適用を受ける特例措置を含め、人事院勧告に準じた取扱いとする。

### (2) 俸給表の引下げ

地域手当の見直し等を踏まえ、一般俸給表の水準を平均 2.0%引下げる。引下げにあたっては、人材確保及び世代間の給与配分の見直しの観点から、若年層の在籍する級・号俸は引下げを行わず、50歳台後半層が多く在籍する3級以上の高位号俸については最大 2.5%の引下げとする。

### (3) 職務や勤務実績に応じた給与配分

- ① 単身赴任手当の引上げ  
民間の支給状況を考慮し、基礎額（現行 23,000 円）を 7,000 円引上げ。加算額（現行年 9 回の帰宅相当分）を年 12 回相当分に引上げ
- ② 管理職員特別勤務手当の拡充  
気象警報による警戒配備、災害への対処等、臨時または緊急の必要性により管理職員がやむを得ず平日深夜に勤務した場合、勤務 1 回につき 6,000 円を超えない範囲内の額で手当を支給

### (4) 実施時期等

- 平成 27 年 4 月 1 日
- ※地域手当の支給割合は平成 29 年 4 月まで、単身赴任手当は平成 30 年 4 月まで段階的に引上げ
  - ※俸給表の引下げによる激変緩和のため、経過措置（3年間の現給保障）を実施